

# 台風・自然災害に伴う対応

## 1 台風接近時

※台風接近情報を受信したら前日午前中までに市教委が判断し、各校に通知する。  
 ※それを受けて、「臨時休校」や「登校時刻変更」などのお知らせを文書や一斉メールで家庭に連絡する。

## 2 大雨等自然災害時

### 【警戒レベルと学校の対応】

発表主体 相当する警戒レベル	気象台		発表主体 市(自治体)		学 校	
	防災気象情報(警戒レベル相当情報) 土砂災害の情報(雨)	浸水の情報(河川)	警戒レベル	避難情報	登校前	登校後
1相当	早期注意情報		1		・通常登校	・通常授業
2相当	注意報	氾濫注意情報	2	第1次防災体制 第2次防災体制	・通常登校	・通常授業
3相当	大雨警報洪水警報	氾濫警戒情報	3	高齢者等避難	・登校 ・自宅待機 ・臨時休業	・通常授業 ・早めの下校
4相当	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報	4	避難指示	・自宅待機 ・臨時休業	・集団下校 ・引き渡し ・学校待機
5相当	大雨特別警報 (土砂災害)	氾濫発生情報	5	緊急安全確保	・一斉臨時休業	・学校待機

### 【対応マニュアル】

#### (1) 前日

- ① 長崎市に「大雨特別警報」等が発表され、翌日も大きな被害が予想される場合、市教委の指示で全ての市立小中高等学校を一斉臨時休業とする。

#### (2) 登校前

- ① 学校や児童生徒の居住地(三重管内)に、「高齢者等避難」が発令された場合は、気象情報を注視し、状況によっては、臨時休業または自宅待機とする。
- ② 学校や児童生徒の居住地(三重管内)に、「避難指示」が発令された場合は、臨時休業または自宅待機を原則とする。
- ③ 長崎市に「大雨特別警報」が発令された場合は、全ての市立小中高等学校を一斉臨時休業とする。

#### (3) 登校後

- ① 学校や児童生徒の居住地(三重管内)に、「高齢者等避難」が発令された場合は、気象情報を注視し、下校を早めるなどの措置を検討する。
- ② 「避難指示」及び「大雨特別警報」の発令が予想される時は、事前に集団下校等の措置をとり、すでに周囲で災害が発生している場合には、原則として学校待機とし、命を守るための最善の行動をとる。
- ③ 学校や児童生徒の居住地(三重管内)に、「避難指示」が発令された場合は、状況に応じて学校待機や職員の引率による集団下校、保護者への引き渡しなど児童生徒の安全確保を第一とする措置をとる。

台風等前日に対応が決定している場合は文書と一斉メールで、大雨等当日登校時に判断・決定する場合は、一斉メールで連絡するようになります。